



山形県公報

平成24年7月20日(金)
第2361号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 指定障害児入所施設の指定……………(最上総合支庁子ども家庭支援課) ……868
- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において  
障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律により指定を受けたものとみな  
された指定一般相談支援事業者……………(置賜総合支庁福祉課) ……同
- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において  
障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律により指定を受けたものとみな  
された指定障害児通所支援事業者……………( 同 ) ……869
- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………( 同 ) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の  
廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……870
- 国土調査の成果の認証……………(農村整備課) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……871
- 同……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……872
- 県営土地改良事業計画の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 民有保安林の指定……………(森 林 課) ……873
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……874
- 同……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……875
- 同……………( 同 ) ……同
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……876
- 同……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……877
- 公共測量の実施の通知……………(用 地 課) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………878

告 示

○山形県教育委員会 7月定例会の招集…………… 同

人事委員会関係

規 則

○山形県人事委員会規則 6－3 (職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続) の一部を改正する規則…… 同

公 告

- 山形県名誉県民の事績の公告…………… (秘書広報課) ……879
- 特定調達契約に係る落札者の公告…………… (税 政 課) ……880
- 大規模小売店舗の変更の届出…………… (商業・まちづくり振興課) …… 同
- 同 …………… ( 同 ) ……882
- 同 …………… ( 同 ) ……883
- 特定調達契約に係る落札者の公告…………… (会 計 局) ……884
- 同 …………… ( 同 ) …… 同
- 包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表…………… (監 査 委 員) …… 同
- 一般競争入札の公告…………… (企 業 局) ……887
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告…………… (河 北 病 院) ……888

告 示

山形県告示第729号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第24条の2 第1項の規定により、指定障害児入所施設を次のとおり指定した。

平成24年 7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児入所施設設置者の名称及び主たる事務所の所在地 | 施設の名称及び所在地               | 入所定員 | 指定年月日      |
|-----------------------------|--------------------------|------|------------|
| 山形県<br>山形市松波二丁目8番1号         | 山形県立最上学園<br>新庄市松本55番地の1号 | 30名  | 平成24. 4. 1 |

山形県告示第730号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律 (平成22年法律第71号) 附則第15条第1項の規定により、指定一般相談支援事業者の指定を受けたものとみなされた者は、次のとおりである。

平成24年 7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地        | 事業所の名称及び所在地          |
|-----------------------------------|----------------------|
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団<br>山形市緑町一丁目9番30号 | あずさ<br>米沢市城西一丁目3番78号 |
| 同                                 | おきたま<br>長井市台町4番24号   |

|                                                 |                                        |
|-------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 社会福祉法人米沢栄光の里<br>米沢市万世町梓山5494番地の1 しょうがい者支援施設松風園内 | しょうがい者相談支援事業所「すてっぷ」<br>米沢市東二丁目8番54号    |
| 医療法人杏山会<br>長井市成田1888番1                          | 医療法人杏山会ライフサポート杏の里<br>長井市成田1888番1       |
| 社会医療法人公德会<br>南陽市柵塚948番地の1                       | ライフサポートとまり木<br>南陽市柵塚929番地              |
| 社会福祉法人陽光会<br>南陽市宮内1266番地の1                      | 障害者生活支援センターいちょう<br>南陽市宮内1266番地の1       |
| 社会福祉法人友愛会<br>山形市すげさわの丘727番地47                   | 身体障がい者相談支援センター南陽の里<br>南陽市宮内1204番地の3    |
| 小国町<br>西置賜郡小国町大字あけぼの一丁目1番地                      | 小国町地域包括支援センター<br>西置賜郡小国町大字あけぼの一丁目1番地   |
| 特定非営利活動法人まんまる<br>西置賜郡小国町大字小国小坂町475番地1           | 地域生活サポートセンターつぐみ<br>西置賜郡小国町大字小国町36番地の13 |

**山形県告示第731号**

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第22条第1項の規定により、児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けたものとみなされた者は、次のとおりである。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地          | 事業所の名称及び所在地                       |
|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 社会福祉法人にじの家<br>米沢市太田町三丁目1番32号         | キッズデイサポート虹の子<br>米沢市太田町三丁目1番32号    |
| 米沢市<br>米沢市金池五丁目2番25号                 | 米沢市立ひまわり学園<br>米沢市中央六丁目1番45号       |
| 特定非営利活動法人置賜自然と共育の村<br>米沢市大字口田沢3216番地 | ばおぼぶ<br>米沢市本町一丁目5番37号             |
| 長井市<br>長井市ままの上5番地の1                  | 長井市すみれ学園<br>長井市花作町10番27-14号       |
| 特定非営利活動法人和<br>南陽市若狭郷屋27番地の27         | 児童デイサービス桜田<br>南陽市宮内字桜田561番地の3     |
| 特定非営利活動法人ゆにぶろ<br>東置賜郡高畠町大字竹森506番地の13 | 児童デイサービスぷれ<br>東置賜郡高畠町大字竹森506番地の13 |

**山形県告示第732号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地  | 事業所の名称及び所在地                    | 障害児通所支援の種類 | 廃止年月日      |
|------------------------------|--------------------------------|------------|------------|
| 社会福祉法人にじの家<br>米沢市太田町三丁目1番32号 | キッズデイサポート虹の子<br>米沢市太田町三丁目1番32号 | 児童発達支援     | 平成24. 4. 1 |

|                              |                               |            |   |
|------------------------------|-------------------------------|------------|---|
| 米沢市<br>米沢市金池五丁目2番25号         | 米沢市立ひまわり学園<br>米沢市中央六丁目1番45号   | 放課後等デイサービス | 同 |
| 特定非営利活動法人和<br>南陽市若狭郷屋27番地の27 | 児童デイサービス桜田<br>南陽市宮内字桜田561番地の3 | 児童発達支援     | 同 |

**山形県告示第733号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地              | 障害福祉サービスの<br>種類 | 廃止年月日       |
|----------------------------------|--------------------------|-----------------|-------------|
| 酒田市<br>酒田市本町二丁目2番45号             | 酒田はまなし学園<br>酒田市住吉町10番24号 | 児童デイサービス        | 平成24. 3. 31 |

**山形県告示第734号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
川西町
- 2 調査を行った期間  
平成8年5月31日から  
平成23年3月11日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
川西町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字小松の一部
- 5 認証年月日  
平成24年7月9日

**山形県告示第735号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
山形市
- 2 調査を行った期間  
平成21年4月1日から  
平成23年3月14日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
山形市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字船町、大字中野及び三社の各一部
- 5 認証年月日  
平成24年7月9日

**山形県告示第736号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
山形市
  - 2 調査を行った期間  
平成21年4月1日から  
平成23年3月14日まで
  - 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
山形市地籍図及び地籍簿
  - 4 調査地域  
大字中野の一部
  - 5 認証年月日  
平成24年7月9日
- 

**山形県告示第737号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
山形市
  - 2 調査を行った期間  
平成21年4月1日から  
平成23年3月14日まで
  - 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
山形市地籍図及び地籍簿
  - 4 調査地域  
大字片谷地の一部
  - 5 認証年月日  
平成24年7月9日
- 

**山形県告示第738号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
山形市
  - 2 調査を行った期間  
平成21年4月1日から  
平成23年3月15日まで
  - 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
山形市地籍図及び地籍簿
  - 4 調査地域  
蔵王成沢、南松原一丁目、南松原二丁目、大字松原及び大字片谷地の各一部
  - 5 認証年月日  
平成24年7月9日
-

**山形県告示第739号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
山形市
- 2 調査を行った期間  
平成21年4月1日から  
平成23年3月15日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
山形市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字黒沢の一部
- 5 認証年月日  
平成24年7月9日

**山形県告示第740号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営最上堰地区土地改良事業（農業用河川工作物応急対策事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営最上堰地区土地改良事業（農業用河川工作物応急対策事業）計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
山形市役所、寒河江市役所、天童市役所、山辺町役場、中山町役場、大江町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成24年7月26日から同年8月23日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対するのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第741号**

最上川下流右岸土地改良区連合から土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成24年7月4日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
酒田市役所及び庄内町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成24年7月23日から同年8月20日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、

決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第742号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定に係る保安林の所在場所  
西村山郡朝日町大字三中字境ノ腰丁98の2、丁98の3、丁209の2、字ネリコ丁256の2、丁305の1、字トヤ畑丁258の2、丁261の1、大字大沼字山伏嶽722、722の1、723、725の2、字境ノ口724の1、724の4
- 2 指定の目的  
干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第743号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
長井市平野字神尾4165の22、4165の25、4165の28、4165の29、4165の87、4165の90、4165の102、4165の103、4165の108から4165の113まで、4165の130、4165の136から4165の143まで、4165の145、4165の173、4165の177から4165の179まで、4165の181、4165の195、4165の196、4165の234から4165の251まで、4165の253から4165の256まで、4165の260から4165の264まで、4165の266から4165の269まで、4165の272から4165の276まで、4165の283、字濁り沢4166の73
- 2 保安林指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る、伐採種は定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び長井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第744号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
米沢市大字入田沢字滝ノ沢1629、1630の4から1630の7まで、字大荒沢1627の242
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る、伐採種は定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第745号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成24年7月20日から同年8月2日まで縦覧に供する。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 椿長井線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長     |
|--------------------------------------|------|--------------------|---------|
| 西置賜郡飯豊町大字黒沢字叶内2966番1から<br>同 2984番1まで | 旧    | 66.0メートル<br>} 21.5 | 142メートル |
| 同 上                                  | 新    | 57.0メートル<br>} 20.0 | 130メートル |

**山形県告示第746号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成24年7月20日から同年8月2日まで縦覧に供する。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 椿長井線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長    |
|-------------------------------------|------|--------------------|--------|
| 西置賜郡飯豊町大字黒沢字大畑3262番1から<br>同 3526番まで | 旧    | 15.5メートル<br>} 12.5 | 70メートル |
| 同 上                                 | 新    | 16.0メートル<br>} 12.5 | 同 上    |



## 山形県告示第747号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成24年7月20日から同年8月2日まで縦覧に供する。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 萩生黒沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|----------------------------------------|------|-----------------------|------------|
| 西置賜郡飯豊町大字黒沢字叶内2982番地1から<br>同 2985番地1まで | 旧    | 27.0メートル<br>}<br>26.0 | メートル<br>96 |
| 西置賜郡飯豊町大字黒沢字叶内2982番1から<br>同 2985番1まで   | 新    | 27.0メートル<br>}<br>26.0 | 同 上        |

## 山形県告示第748号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成24年7月20日から同年8月2日まで縦覧に供する。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 椿長井線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|-------------------------------------|------|-----------------------|------------|
| 西置賜郡飯豊町大字黒沢字大畑3509番から<br>同 3476番1まで | 旧    | 18.5メートル<br>}<br>16.0 | メートル<br>51 |
| 同 上                                 | 新    | 19.0メートル<br>}<br>16.0 | 同 上        |

## 山形県告示第749号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成24年7月20日から同年8月2日まで縦覧に供する。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 椿長井線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡飯豊町大字黒沢字叶内2966番1から  
同 2984番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年7月20日

**山形県告示第750号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成24年7月20日から同年8月2日まで縦覧に供する。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 椿長井線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡飯豊町大字黒沢字大畑3262番1から  
同 3526番まで
- 3 供用開始の期日 平成24年7月20日

**山形県告示第751号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成24年7月20日から同年8月2日まで縦覧に供する。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 萩生黒沢線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡飯豊町大字黒沢字叶内2982番1から  
同 2985番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年7月20日

**山形県告示第752号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成24年7月20日から同年8月2日まで縦覧に供する。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 椿長井線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡飯豊町大字黒沢字大畑3509番から  
同 3476番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年7月20日

**山形県告示第753号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年7月20日から同年8月2日まで縦覧に供する。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 鶴岡広野線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延 長                       |
|------------------------------------|------|---------------------------------------|---------------------------|
| 東田川郡三川町大字横山字横山135番1から<br>同 140番5まで | 旧    | 12.0 <small>メートル</small><br>}<br>10.6 | <small>メートル</small><br>72 |
| 同 上                                | 新    | 13.0 <small>メートル</small><br>}<br>11.6 | 同 上                       |

**山形県告示第754号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年7月20日から同年8月2日まで縦覧に供する。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 鶴岡広野線
- 2 供用開始の区間 東田川郡三川町大字横山字横山135番1から  
同 140番5まで
- 3 供用開始の期日 平成24年7月20日

**山形県告示第755号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市内
- 2 公共測量を実施する期間  
平成24年7月5日から同月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（街区基準点復旧測量）

**山形県告示第756号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、河川管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
村山市大字河島地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成24年7月13日から同年8月24日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（数値図化）

**山形県告示第757号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有村総建第129号
- 2 指定の場所 東根市神町北一丁目5834番29の一部
- 3 道路の現況 幅員6.00メートル  
延長31.87メートル
- 4 指定年月日 平成24年7月12日

## 教育委員会関係

### 規 則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年7月20日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

#### 山形県教育委員会規則第9号

##### 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

別表その他の項事由の欄第5号の2中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第10号

山形県教育委員会7月定例会を次のとおり招集した。  
平成24年7月20日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成24年7月26日（木） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室

#### 3 議 題

- (1) 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時専決処理の承認について

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則6-3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年7月20日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

別表その他の項事由の欄第5号の2中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

山形県名誉県民条例（平成5年3月県条例第3号）第2条の規定により平成24年7月17日に山形県名誉県民の称号を贈った者の事績は、次のとおりである。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 績  
丸 谷 才 一（本名 根 村 才 一）

大正14年8月27日生

山形県鶴岡市に生まれる。

旧制鶴岡中学校を卒業し、旧制新潟高等学校に進学、同校在学時に兵役に服し、昭和25年東京大学文学部英文科を卒業した。同学を卒業後、東京都内の高等学校で教鞭をとった後、昭和28年に国学院大学の講師に就任し、グレアム・グリーン、ジェイムズ・ジョイスなどの翻訳、研究を続ける傍ら執筆活動を始めた。昭和35年に処女作「エホバの顔を避けて」を発表、その後大学を退職して作家活動に専念し、多くの小説、評論、翻訳、エッセイなどを発表し、芥川賞をはじめとする数多くの文学賞を受賞した。

平成10年に日本芸術院会員となり、平成18年には文化功労者に選ばれ、平成23年には我が国の芸術文化の最高の荣誉である文化勲章を受章するなどその評価はゆるぎないものとなっている。

その主な業績を摘記すれば、次のとおりである。

山形県鶴岡市に丸谷熊次郎、千夫妻の次男として生まれ、旧制鶴岡中学校、東京大学文学部英文科を卒業した。

同大学院に進む傍ら、高等学校で英語教師として教鞭を執った。その間、季刊同人雑誌「秩序」を創刊し、習作を発表しはじめた。

昭和28年、国学院大学講師に就任、翌年助教授に昇任し、結婚、根村姓となった。

昭和35年、処女長編小説である「エホバの顔を避けて」を刊行するほか、大学時代に専攻したジェイムズ・ジョイス「ユリシーズ」の共訳を行い、その技量によって注目された。

昭和42年「笹まくら」で河出文化賞、昭和43年「年の残り」で芥川賞を受賞した。その後も、昭和47年長編小説第3作「たった一人の反乱」で谷崎潤一郎賞、昭和49年評論「後鳥羽院」で読売文学賞、昭和60年「忠臣蔵とは何か」で野間文芸賞、昭和63年「樹影譚」で川端康成文学賞、平成12年「新々百人一首」で大佛次郎賞、平成15年長編第6作「輝く日の宮」で泉鏡花文学賞、平成22年「若い芸術家の肖像(翻訳)」で読売文学賞を受賞するなど、国内の文学賞を数多く受賞した。

氏の作風の特筆すべき点は、明治から大正にかけて日本の文壇に形成された自然主義的、私小説的な伝統を根底から覆したことにある。血肉化された西欧とりわけイギリス文学の教養と機知で、深刻あるいは陰鬱を特徴とする日本の小説の土壌に変革をもたらした。処女作「エホバの顔を避けて」から「笹まくら」、「たった一人の反乱」、「裏声で歌へ君が代」、「女ごかり」に至る長編小説では一貫して、思想とは何か国家とは何かを真正面から主題として扱っており、いずれの作品も従来の日本の私小説とは一線を画したものになっている。そして、この主題の比重は徐々に国家、社会から文学、言語に移行し、「輝く日の宮」では日本人の心性と美を現代に蘇らせることに成功した。

またその評価は、国内に留まらず平成3年（1993年）には「横しぐれ」の英訳（デニス・キーン訳、「RAIN IN THE WIND」）がイギリスのインディペンデント外国小説賞特別賞を受賞した。

小説の優れた業績に加えて、エッセイにおいても従来の随筆のイメージを一新する知的にしてかつ軽妙洒脱な読み物のジャンルを形成し、「日本文学史早分かり」などの評論により、日本の古典を気軽に楽しむ流儀を広めるとともに雑誌の書評欄の執筆者として多くの優れた批評を発表した。

さらに、数々の文学賞の選考委員を務めるなど、後進の指導、育成にあたりとともに、現在も意欲的に作家活動を行っている。

氏は、これらの功績により平成7年に鶴岡市名誉市民に推戴されており、平成10年には、日本芸術院会員に就任し、平成18年には文化功労者に選ばれている。そして平成23年、小説家として長年にわたり、従来の日本文学の枠を超えた独自の長編小説をはじめとして、優れた評論、エッセイなど幅広い執筆活動を続け、我が国文化の向上発展に貢献した功績により我が国文化の最高の荣誉である文化勲章を受章した。

本県に対しても、氏の母校である鶴岡市立朝陽第一小学校が平成15年に学校図書館大賞を全国の小学校で初めて受賞したことを記念し、図書館の整備に対する寄附を行ったほか、鶴岡市に寄贈した氏愛用の初版のオックス

フォード英語大辞典全17巻は、現在、山形県立鶴岡南高等学校で活用され、また、同校生の意識啓発の一助となっているなど、故郷の人材育成に貢献している。さらに、鶴岡市を中心に文化講演を行われるなど、本県芸術文化の振興に大きく貢献した。

以上に摘記されるように、我が国そして本県文化の振興に貢献したその功績は誠に顕著であり、また、その諸活動を通じて県民に大いなる活力を与えたその業績は、県民がひとしく誇りとして敬愛するものである。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県税務総合電算システム運用管理支援業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部税政課税務電算担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2569
- 3 落札者を決定した日 平成24年7月4日
- 4 落札者の名称及び所在地  
やまがた税務システム再構築共同企業体 山形市松波四丁目5番12号
- 5 落札金額 23,797,200円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成24年5月25日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに白鷹町役場において平成24年11月20日まで縦覧に供する。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
白鷹ショッピングセンター  
西置賜郡白鷹町大字荒砥乙535番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社共同企画 西置賜郡白鷹町大字荒砥乙535番地1  
代表取締役 黒澤利朗
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

| 氏名又は名称        | 住 所                 | 代表者の氏名  |
|---------------|---------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  | 勝 浦 二 郎 |
| 有限会社越後屋洋品店    | 西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1013番地  | 大 友 昭 男 |
| 五十嵐治雄         | 西置賜郡白鷹町大字荒砥乙598番地の3 |         |
| 布川明美          | 西置賜郡白鷹町大字鮎貝3847番地   |         |
| 有限会社ニッタ       | 西置賜郡白鷹町大字鮎貝1038番地   | 新 田 泰 弘 |

|                 |                     |         |
|-----------------|---------------------|---------|
| 小 角 研 一         | 西置賜郡白鷹町大字荒砥乙970番地   |         |
| 黒 澤 利 朗         | 西置賜郡白鷹町大字鮎貝3288番地   |         |
| 株式会社東やまこ商店      | 東置賜郡川西町上小松1471番地    | 安 部 康 幸 |
| 有 限 会 社 や ま り   | 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲1213番地  | 新 宮 政 利 |
| 佐 藤 正 信         | 西置賜郡白鷹町大字鮎貝2218番地の6 |         |
| 株 式 会 社 共 同 企 画 | 西置賜郡白鷹町大字荒砥乙535番地1  | 黒 澤 利 朗 |
| 株式会社キャン・ドゥ      | 東京都板橋区板橋三丁目9番7号     | 城 戸 博 司 |
| 株 式 会 社 コ メ リ   | 新潟県新潟市南区清水4501番地1   | 捧 雄 一 郎 |

(変更後)

| 氏名又は名称          | 住 所                 | 代表者の氏名  |
|-----------------|---------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社   | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  | 宮 地 邦 明 |
| 五 十 嵐 治 雄       | 西置賜郡白鷹町大字荒砥乙598番地の3 |         |
| 布 川 明 美         | 西置賜郡白鷹町大字鮎貝3847番地   |         |
| 有 限 会 社 ニ ッ タ   | 西置賜郡白鷹町大字鮎貝1038番地   | 新 田 泰 弘 |
| 小 角 研 一         | 西置賜郡白鷹町大字荒砥乙970番地   |         |
| 黒 澤 利 朗         | 西置賜郡白鷹町大字鮎貝3288番地   |         |
| 株式会社東やまこ商店      | 東置賜郡川西町上小松1471番地    | 安 部 康 幸 |
| 有 限 会 社 や ま り   | 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲1213番地  | 新 宮 政 利 |
| 佐 藤 正 信         | 西置賜郡白鷹町大字鮎貝2218番地の6 |         |
| 株 式 会 社 共 同 企 画 | 西置賜郡白鷹町大字荒砥乙535番地1  | 黒 澤 利 朗 |
| 株式会社キャン・ドゥ      | 東京都板橋区板橋三丁目9番7号     | 城 戸 博 司 |
| 株 式 会 社 コ メ リ   | 新潟県新潟市南区清水4501番地1   | 捧 雄 一 郎 |

- 4 変更年月日  
平成22年5月18日
- 5 届出年月日  
平成24年6月27日
- 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年11月20日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があつた。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに白鷹町役場において平成24年11月20日まで縦覧に供する。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
白鷹ショッピングセンター  
西置賜郡白鷹町大字荒砥乙535番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社共同企画 西置賜郡白鷹町大字荒砥乙535番地1  
代表取締役 黒澤利朗

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻  | 閉 店 時 刻 | 備 考               |
|-----------------|----------|---------|-------------------|
| マックスバリュ東北株式会社   | 午前9時     | 翌日の午前0時 | 年間20日は開店時刻午前7時30分 |
| 株 式 会 社 コ メ リ   | 午前10時30分 | 午後9時    |                   |
| そ の 他 の 小 売 業 者 | 午前10時    | 午後9時    |                   |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻  | 閉 店 時 刻 | 備 考 |
|-----------------|----------|---------|-----|
| マックスバリュ東北株式会社   | 午前7時     | 翌日の午前0時 |     |
| 株 式 会 社 コ メ リ   | 午前10時30分 | 午後9時    |     |
| そ の 他 の 小 売 業 者 | 午前10時    | 午後9時    |     |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から翌日の午前0時30分まで。ただし、年間20日は午前7時から翌日の午前0時30分まで

(変更後) 午前6時30分から翌日の午前0時30分まで

- 4 変更年月日  
平成24年6月28日
- 5 届出年月日  
平成24年6月27日



6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年11月20日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに酒田市役所において平成24年11月20日まで縦覧に供する。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン酒田  
酒田市泉町214番地外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表取締役 大門淳

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻（変更前）

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考                             |
|-----------------|---------|---------|---------------------------------|
| マックスバリュ東北株式会社   | 午前9時    | 翌日の午前0時 | 年間30日は開店時刻午前8時、年間5日は開店時刻午前6時30分 |
| そ の 他 の 小 売 業 者 | 午前9時    | 午後9時    |                                 |

（変更後）

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考              |
|-----------------|---------|---------|------------------|
| マックスバリュ東北株式会社   | 午前7時    | 翌日の午前0時 | 年間5日は開店時刻午前6時30分 |
| そ の 他 の 小 売 業 者 | 午前9時    | 午後9時    |                  |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前8時30分から翌日の午前0時30分まで。ただし、年間30日は午前7時30分から翌日の午前0時30分まで、年間5日は午前6時から翌日の午前0時30分まで

（変更後） 午前6時30分から翌日の午前0時30分まで。ただし、年間5日は午前6時から翌日の午前0時30分まで

4 変更年月日

平成24年6月28日

5 届出年月日

平成24年6月27日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について

て意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年11月20日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
リーチスタッカー 1台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- 3 落札者を決定した日 平成24年6月27日
- 4 落札者の名称及び所在地  
TCM株式会社山形支店 天童市石鳥居一丁目1番70号
- 5 落札金額 59,535,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成24年5月18日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年7月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - (1) ノート型パソコン 1,998台
  - (2) デスクトップ型パソコン 160台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- 3 落札者を決定した日 平成24年6月4日
- 4 落札者の名称及び所在地  
リコージャパン株式会社東北営業本部山形支社 山形市松波一丁目14番14号
- 5 落札金額 79,120,125円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成24年4月24日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成24年5月15日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成24年6月7日付けで山形県知事から通知があった。

平成24年7月20日

山形県監査委員 舩 山 現 人  
山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門  
山形県監査委員 小 山 壽 夫  
山形県監査委員 加 藤 香

| 所管課 | 監査結果                                                                                                                                                                                                                                                                             | 措置の内容                                                                                                                                                |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 管財課 | <p>&lt;有価証券の管理&gt;</p> <p>有価証券の管理上、必須と考えられる次の手続きについて、山形県公有財産規則又はその他の規程等において明確にし、これに基づいた管理を行う必要がある。</p> <p>① 有価証券管理台帳と証券現物を定期的に照合し、数量の一致を確かめ、その結果を責任者に報告し、承認を受ける。</p> <p>② 出資先の決算報告等により定期的に財政状況を確認し、経済的価値が下落していないかどうかを確かめる。</p> <p>③ 果実発生の有無を確認し、果実がある場合には確実に会計処理されているかを確かめる。</p> | <p>平成24年4月20日に、「有価証券の整理簿を作成し、当該整理簿と有価証券とを毎年度照合し、その結果を報告すること」、「決算報告書等により出資先の財務状況の調査を行い、果実の有無等を確認し、適切な会計処理を行うこと」など、有価証券の具体的な取扱いについて通知し、確実な実施を徹底した。</p> |
| 会計課 | <p>&lt;県証紙の管理&gt;</p> <p>証紙出納簿残高と証紙現物との相違（現物の不足）の報告及び証紙取扱銀行（統括店）からの月次及び年次の証紙受払状況報告が会計課長で留まっている。どちらの報告についても、重要及び異例な事項として、上司（会計管理者）に報告しなければならないものと考えられ、情報の伝達を改善すべき。</p>                                                                                                            | <p>証紙取扱銀行（総括店）からの月次及び年次の証紙受払状況報告について、会計管理者まで報告することとした。</p> <p>また、今後、重要及び異例と認められる事項が生じた場合には、速やかに会計管理者に報告するよう徹底する。</p>                                 |
| 会計課 | <p>&lt;県証紙の管理&gt;</p> <p>県証紙の在庫管理について、現物確認が四半期毎の年4回となっている等、証紙保管状況の把握が十分に行われているとは言い難い。さらに、証紙管理に係るマニュアル等も定められていないため、改善すべき。</p>                                                                                                                                                     | <p>毎月末日において、担当者及び担当者以外の職員2名（うち1名は上位役職者）により、証紙現物残高と出納簿残高とが一致しているかを確認することとした。</p> <p>また、上記残高確認手続きを含む、証紙管理に係るマニュアルを策定し、それに基づいた出納保管を実施している。</p>          |
| 管理課 | <p>&lt;備品管理&gt;</p> <p>備品一覧表と現品との照合の結果、2件の相違があった。管理換え等が適時になされていないため、速やかな処理が必要である。</p> <p>① パーソナルコンピュータ<br/>故障により機器を交換しているが、管理換え処理がなされていない。</p> <p>② ノート型パソコン<br/>使用課を誤って登録している。</p>                                                                                              | <p>① パーソナルコンピュータ<br/>平成23年10月19日に管理換を行い、11月1日付けで現品の引き渡しを行った。</p> <p>② ノート型パソコン<br/>実際に使用している課に登録内容を訂正した。</p>                                         |
| 管理課 | <p>&lt;納品書&gt;</p> <p>物品を購入した際には、納入年月日の記入された納品書を徴取し、支出証拠書類として保存することとされているが、以下の事項が検出されたため、改善すべきである。</p> <p>① 納品書を紛失し、検査チェック様式に添付されていない。</p> <p>② 納品書に納品日が記載されていない。</p>                                                                                                            | <p>納品書に納品日が記載されているかを確認し、確実に保管するよう徹底するとともに、支出命令を行う際に十分にチェックする。</p>                                                                                    |

|             |                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                              |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 管理課         | <p>&lt;納品検査&gt;</p> <p>物品を購入した際には、検査チェック様式により2名でチェックを行い、職氏名、検査年月日を記入し押印することとされているが、以下の事項が検出されたため、改善すべきである。</p> <p>○ 検査チェック様式に職名の記載がない。</p>                                                                                                           | <p>納品検査の際には、品名、数量、価格等を確認し、職氏名、検査年月日を記入し押印するよう徹底するとともに、支出命令を行う際に十分にチェックする。</p>                                                                                                |
| 管理課         | <p>&lt;納品検査&gt;</p> <p>物品の購入にあたり、「物件納入通知書」又は「物品発注（引渡・領収）書」が発行される場合には、当該通知書に検査職員1名が記名押印し、残り1名は検査チェック様式に記名押印することとされているが、物件納入通知書等において1名、検査チェック様式において2名の記名押印がなされている。過度に納品検査が行われているため、改善すべきである。</p>                                                       | <p>「物件納入通知書」又は「物品発注（引渡・領収）書」が発行される場合においては、検査チェック様式への記名押印を1名とし、納品検査職員2名体制を徹底する。</p>                                                                                           |
| 会計課         | <p>&lt;備品管理&gt;</p> <p>物品管理簿と現品との照合の結果、2件の相違があった。管理換等が適時になされていないため、速やかな処理が必要である。</p> <p>① パーソナルコンピュータ部品<br/>機器更新時に、物品管理簿からの除去処理がなされていない。</p> <p>② トランク及びジュラルミンケース物品管理簿上15個であるが、現品が18個存在している。</p>                                                     | <p>① パーソナルコンピュータ部品<br/>速やかに物品管理簿から削除した。また、物品管理簿を再整理し、全ての備品等について改めて確認を行った。</p> <p>② トランク及びジュラルミンケース<br/>ジュラルミンケースの一部を廃棄し、新たに購入した際の手続きが未処理となっていたため、管理換処理及び物品登録処理を行った。</p>      |
| 村山総合支庁建設総務課 | <p>&lt;備品管理&gt;</p> <p>備品一覧表と現品との照合の結果、現品の所在が一時的に特定できない備品（プランメーター）が存在した。後日、同一部内他課で使用されていることが判明しているが、所在を正確に把握しておく必要がある。</p>                                                                                                                           | <p>「備品貸出簿」を備え付け、備品の所在を把握することとした。</p>                                                                                                                                         |
| 最上総合支庁建設総務課 | <p>&lt;備品管理&gt;</p> <p>備品一覧表と現品との照合の結果、3件の相違があった。管理換え等が適時になされていないため、速やかな処理が必要である。</p> <p>① ノート型パソコン<br/>故障しているため、管理換を要するが、未処理となっている。</p> <p>② プランメーター<br/>故障により使用されていない。修理するか、廃棄するかを意思決定を要する。</p> <p>③ ノート型パソコン<br/>故障しているため、管理換を要するが、未処理となっている。</p> | <p>① ノート型パソコン<br/>平成23年11月16日に管理換を行い、平成24年1月4日付けで現品の引き渡しを行った。</p> <p>② プランメーター<br/>使用可能な状態に調整し、使用している。</p> <p>③ ノート型パソコン<br/>平成23年12月20日に管理換を行い、平成24年1月4日付けで現品の引き渡しを行った。</p> |
| 最上総合支庁建設総務課 | <p>&lt;備品管理&gt;</p> <p>パーソナルコンピュータについては、使用しないと意思決定がなされた場合には、速やかな管理換え処理が必要である。</p>                                                                                                                                                                    | <p>使用していないパーソナルコンピュータについては速やかに管理換を行った。<br/>今後、故障等により使用しないこととした場合には、速やかに対応する。</p>                                                                                             |

|             |                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                             |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 置賜総合支庁建設総務課 | <p>&lt;納品検査&gt;</p> <p>物品の納品検査は、複数の職員（発注担当者以外の2名、うち1名は発注担当者より上位の職位の者）により実施することとされているが、以下の事項が検出されたため、改善すべき。</p> <p>○ 道路凍結抑制剤や燃料について、発注者1名のみで納品検査がなされている。</p>                                                       | <p>納品検査については、発注担当者以外の複数名（2名）により実施するよう徹底するとともに、支出命令を行う際に十分にチェックする。</p>                                                       |
| 置賜総合支庁建設総務課 | <p>&lt;納品検査&gt;</p> <p>物品の購入にあたり、「物件納入通知書」又は「物品発注（引渡・領収）書」が発行される場合には、当該通知書に検査職員1名が記名押印し、残り1名は検査チェック様式に記名押印することとされているが、物件納入通知書等において1名、検査チェック様式において2名の記名押印がなされている。過度に納品検査が行われているため、改善すべきである。</p>                    | <p>調達の方法及び金額等により、納品検査を証する帳票及び表記方法が異なるため、「物件納入通知書」又は「物品発注（引渡・領収）書」が発行される場合においては、検査チェック様式への記名押印を1名とし、納品検査職員2名体制を徹底する。</p>     |
| 庄内総合支庁建設総務課 | <p>&lt;備品管理&gt;</p> <p>備品一覧表と現品との照合の結果、3件の相違があった。不用決定処理が適時になされていないため、速やかな処理が必要である。</p> <p>① テレビ<br/>使用できない状態であるが、不用決定がなされていない。</p> <p>② 啓発用車載看板<br/>今後使用見込みがないが、不用決定がなされていない。</p> <p>③ 無線機<br/>現品が所在不明となっている。</p> | <p>①テレビ及び②啓発用車載看板<br/>今後使用の見込みがないため、平成23年11月21日に不用の決定を行った。</p> <p>③無線機<br/>システム切替時に入力が入っていたため、平成23年11月22日に改めて不用の決定を行った。</p> |
| 庄内総合支庁建設総務課 | <p>&lt;前渡資金の管理&gt;</p> <p>前渡資金の精算において誤りがあるため、速やかに適切な精算を行うとともに、正確な処理を行う必要がある。</p>                                                                                                                                  | <p>前渡資金出納簿の記載誤りを修正し、平成23年11月18日付で返納過少だった5円を戻入処理した。</p> <p>今後誤りが起こらないよう、担当者と副務者などでダブルチェックをするなどチェック体制を強化して、正確な事務処理に努める。</p>   |
| 庄内総合支庁建設総務課 | <p>&lt;印紙税の負担&gt;</p> <p>県が印紙税を負担することについて、業務委託契約書に明記すべきである。</p>                                                                                                                                                   | <p>平成24年度締結の契約において、県が契約に係る費用を負担する旨の特約を明記した。</p>                                                                             |

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成24年7月20日

山形県企業管理者 小 松 喜 巳 男

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                     | 日 時                       | 入 札 に 付 す る 物 件                                                        | 予 定 価 格     |
|-----------------------------------------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 長井市高野町二丁目3番1号<br>置賜総合支庁西庁舎1階<br>102号会議室 | 平成24年8月28日(火)<br>午前10時30分 | 長井市館町南4006番3、4008番3<br>土地 宅地 4,876.13㎡<br>建物 事務所 894.16㎡<br>車庫 172.80㎡ | 78,480,000円 |

2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者
  - ハ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

3 契約条項を示す場所

企業局総務企画課

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入 札 に 付 す る 物 件                                                        | 場 所                                     | 日 時                     |
|------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------|
| 長井市館町南4006番3、4008番3<br>土地 宅地 4,876.13㎡<br>建物 事務所 894.16㎡<br>車庫 172.80㎡ | 長井市高野町二丁目3番1号<br>置賜総合支庁西庁舎<br>1階102号会議室 | 平成24年8月3日(金)<br>午後1時30分 |

- (2) 郵便による入札は、認めない。
- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、企業局総務企画課（電話023(630)2768）に問い合わせること。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年7月20日

山形県立河北病院長 菊 地 惇

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

山形県立河北病院総合医療情報システム整備及び保守業務 一式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立河北病院医事経営課情報企画係 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 電話番号0237(73)3131
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成24年5月15日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
日本事務器株式会社東北支社 仙台市青葉区中央四丁目10番3号 住友生命仙台ビル12F
- 5 随意契約に係る契約金額 164,076,664円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成24年3月23日
- 8 随意契約による理由  
地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号該当

平成24年 7月20日印刷  
平成24年 7月20日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056